

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	健康増進事業に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

田布施町は、健康増進事業における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

山口県 田布施町長

公表日

令和3年12月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進事業に関する事務
②事務の概要	健康増進法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に基づき、健康増進事業に関する事務を適正に実施するため、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・各種健(検)診の実施対象者の把握に関する事務 ・各種健(検)診の実施、結果の通知に関する事務 ・各種健(検)診結果の記録、管理に関する事務 ・各種健(検)診の事後指導の実施に関する事務
③システムの名称	・健康家族21 ・MICJET番号連携サーバ ・中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
健康管理情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の76の項 番号法別表一の主務省令で定める事務を定める命令第54条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	[情報照会・提供の根拠] 番号法第19条第8号別表第二の102の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第50条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康保険課 健康推進係(保健センター)
②所属長の役職名	健康保険課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 総務係 ☎0820-52-5802 〒742-1592 山口県熊毛郡田布施町大字下田布施3440番地1
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康保険課 健康推進係(保健センター) ☎0820-52-4999 〒742-1511 山口県熊毛郡田布施町大字下田布施2210番地1

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康保険課長 中田 正美	健康保険課長 吉村 明夫	事後	人事異動に伴う変更
平成30年12月25日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	・Acrocity健康管理 ・MICJET番号連携サーバ ・中間サーバ	・健康家族21 ・MICJET番号連携サーバ ・中間サーバ	事後	システム更新によるシステム名称の変更
平成31年4月1日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務企画課 総務係	総務課 総務係	事後	
令和1年5月27日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康保険課長 吉村 明夫	健康保険課長	事後	様式変更における内容変更のため。
令和1年5月27日	II-1 対象人数(いつの時点の計数か)	平成26年3月31日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年5月27日	II-2 取扱者数(いつの時点の計数か)	平成26年3月31日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年5月27日	IV リスク対策	—	項目追加	事後	様式変更における項目追加のため。
令和2年1月17日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	健康増進法、地域保健法及び予防接種法に基づき、全ての住民を対象に各健(検)診及び予防接種の健(検)診の通知書の発送・健診結果の管理に関する事務を行う。具体的には、 ①健康増進法に基づき、肺がん検診や子宮がん検診などの検診受診対象者に対する通知書発行 ②地域保健法に基づき、乳幼児健診及び乳幼児歯科健診などの健診受診対象者に対する通知書発行 ③予防接種法に基づき、BCG及び四種混合等の予防接種対象者に対する通知書発行 ④各健(検)診及び予防接種の健(検)診結果及び予防接種結果の蓄積 ⑤各健(検)診及び予防接種の未受診、未接種者の把握及び通知書発行	健康増進法、予防接種法及び母子保健法に基づき、各健(検)診及び予防接種の健(検)診の通知書の発送・健診結果の管理、母子保健手帳の交付、新生児等の訪問指導、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する施策の実施に関する事務を行う。具体的には、 ①健康増進法に基づき、住民健診、保健指導の実施 ②予防接種法に基づき、BCG及び四種混合等の予防接種対象者に対する通知書発行 ③予防接種法に基づき、各健(検)診及び予防接種の健(検)診結果及び予防接種結果の蓄積 ④予防接種法に基づき、各健(検)診及び予防接種の未受診、未接種者の把握及び通知書発行 ⑤母子保健法に基づき、保健指導の実施、乳幼児・妊産婦及び未熟児の訪問指導、健康診査、妊娠・低体重児の届出、母子健康手帳の交付 ⑥母子保健法に基づき、乳幼児健診及び乳幼児歯科健診などの健診受診対象者に対する通知書発行	事後	
令和2年1月17日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	(1) 健康管理情報ファイル	(1) 健康管理情報ファイル (2) 予防接種情報ファイル (3) 母子保健情報ファイル(対象人数1,000人未満)	事前	
令和2年1月17日	I 関連情報 3. 個人番号の利用法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 76項 平成26年内閣府・総務省令第5号54条	・番号法第9条第1項別表第一の10、49、76の項 番号法別表一の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第40条、第54条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年1月17日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)の17、18、19の項並びに予防接種法施行規則第10条等(予防接種関係事務) ・番号法第19条第7号、別表第二の70の項並びに母子保健法施行規則第9条等(母子保健関係事務)	[情報照会の根拠] ・番号法第19条第7号別表第二の17、18、19の項並びに予防接種法施行規則第10条等(予防接種関係事務) 番号法別表第二の主務省令で定める命令第12条の3、第13条、第13条の2、 ・番号法第19条第7号別表第二の69の2、70の項並びに母子保健法施行規則第9条等(母子保健関係事務) 番号法別表第二の主務省令で定める命令第38条の3、第39条 [情報提供の根拠] ・番号法第19条第7号別表第二の16の2、16の3の項(予防接種関係事務) 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第12条の2第2号、第12条の2の2 ・番号法第19条第7号別表第二の56の2、69の2の項(母子保健関係事務) 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第30条、第38条の3	事前	
令和2年1月17日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和1年12月27日時点	事後	
令和2年1月17日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和1年12月27日時点	事後	
令和2年1月17日	II しきい値判断項目 3. 重大事故	発生なし	発生あり	事後	
令和2年1月17日	III しきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	事後	
令和2年1月17日	IV リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	
令和2年1月17日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	[○]委託しない	[]委託しない [十分である]	事後	
令和3年12月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	健康増進法、予防接種法及び母子保健法に基づき、各健(検)診及び予防接種の健(検)診の通知書の発送・健診結果の管理、母子健康手帳の交付、新生児等の訪問指導、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する施策の実施に関する事務を行う。具体的には、 ①健康増進法に基づき、住民健診、保健指導の実施 ②予防接種法に基づき、BCG及び四種混合等の予防接種対象者に対する通知書発行 ③予防接種法に基づき、各健(検)診及び予防接種の健(検)診結果及び予防接種結果の蓄積 ④予防接種法に基づき、各健(検)診及び予防接種の未受診、未接種者の把握及び通知書発行 ⑤母子保健法に基づき、保健指導の実施、乳幼児・妊産婦及び未熟児の訪問指導、健康診査、妊娠・低体重児の届出、母子健康手帳の交付 ⑥母子保健法に基づき、乳幼児健診及び乳幼児歯科健診などの健診受診対象者に対する通知書発行	健康増進法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に基づき、健康増進事業に関する事務を適正に実施するため、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・各種健(検)診の実施対象者の把握に関する事務 ・各種健(検)診の実施、結果の通知に関する事務 ・各種健(検)診結果の記録、管理に関する事務 ・各種健(検)診の事後指導の実施に関する事務	事前	
令和3年12月10日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	(1)健康管理情報ファイル (2)予防接種情報ファイル (3)母子保健情報ファイル(対象人数1,000人未満)	健康管理情報ファイル	事前	
令和3年12月10日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	・番号法第9条第1項別表第一の10、49、76の項番号法別表一の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第40条、第54条	番号法第9条第1項別表第一の76の項番号法別表一の主務省令で定める事務を定める命令第54条	事前	
令和3年12月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	[情報照会の根拠] ・番号法第19条第7号別表第二の17、18、19の項並びに予防接種法施行規則第10条等(予防接種関係事務) 番号法別表第二の主務省令で定める命令第12条の3、第13条、第13条の2、 ・番号法第19条第7号別表第二の69の2、70の項並びに母子保健法施行規則第9条等(母子保健関係事務) 番号法別表第二の主務省令で定める命令第38条の3、第39条 [情報提供の根拠] ・番号法第19条第7号別表第二の16の2、16の3の項(予防接種関係事務) 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第12条の2第2号、第12条の2の2 ・番号法第19条第7号別表第二の56の2、69の2の項(母子保健関係事務) 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第30条、第38条の3	[情報照会・提供の根拠] 番号法第19条第8号別表第二の102の2の項番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第50条	事前	
令和3年12月10日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和1年12月27日時点	令和3年10月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月10日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和1年12月27日時点	令和3年10月1日時点	事後	
令和3年12月10日	II しきい値判断項目 3. 重大事故	発生あり	発生なし	事後	
令和3年12月10日	III しきい値判断結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価の実施が義務付けられる	事後	
令和3年12月10日	IV リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書及び重点項目評価書	基礎項目評価書	事後	